

登記手続案内を利用されるお客様へ

予 約

- **登記手続案内は予約制です。**
- 事前に電話又は窓口で、利用される日時を予約してください。
- 予約されないで来庁されたお客様には、予約した上で、予約した時間までお待ちいただくか、再度来庁していただくこととなります。

対象者

- **登記の申請等を予定されている当事者ご本人様**

利 用 時 間

- 利用できる時間帯は、**9時から12時まで、13時から16時30分まで**ただし、**土・日・祝日・年末年始の休日**を除きます。
- 1回の利用時間は、**20分以内**とさせていただきます。

案 内 の 内 容

- 不動産登記、商業・法人登記について、法務局ホームページに掲載されている登記申請書等の記載例により、**申請手続の一般的な説明を行います。**
- 登記申請書等については、別途、ご自身で作成していただく必要があります。

審 査

- 登記手続案内では、登記申請書等の「審査」はできません。
- 「審査」は、登記申請等を受け付けた後に登記官が行います。
- 登記手続案内では、登記原因事実や法律行為(契約)について有効・無効のアドバイスはできません。

ご注意

- 登記申請書等の作成は、司法書士又は土地家屋調査士に依頼することもできます。
- お客様ご自身で、登記申請書等を作成される場合には、法務局ホームページから、登記申請書様式・記載例や添付書類について、ご確認いただけます。**【法務局ホームページ】**<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

登記手続案内の予約先の電話番号〔岐阜地方法務局〕

岐阜地方法務局（本局）	TEL	058-245-3181
八幡支局	TEL	0575-67-1411
大垣支局	TEL	0584-78-3347
美濃加茂支局	TEL	0574-25-2400
多治見支局	TEL	0572-22-1002
中津川支局	TEL	0573-66-1554
高山支局	TEL	0577-32-0915

※商業・法人登記に関する登記手続案内の予約は、岐阜地方法務局（本局）へご連絡ください。